

## 林野火災注意報の運用について

令和7年2月26日に岩手県大船渡市において発生した大規模な林野火災を受けて、全国的に火災予防条例が見直され、気象状況から林野火災の発生の危険性を勘案して「**林野火災に関する注意報**」を発令する運用が行われることとなりました。

林野火災注意報の発令は、防災行政無線等でお知らせする予定ですが、林野火災注意報が発令されたときは、次に掲げる火の使用制限等に努めていただきますようお願いします。

※林野火災注意報の発令時は「努力義務」となります。

(火災警報が発令されると「法令上の義務」が課されます。)

### 【火の使用制限等】

- 1, 山林、原野等において火入れをしないこと
- 2, 煙火（花火）を消費しないこと
- 3, 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- 4, 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと
- 5, 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて組合管理者が区域を指定した場合は、その区域内において喫煙をしないこと
- 6, 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉等を始末すること

※「山林、原野等」とは、田畠や休耕田等を含む屋外の場所を示します。

※「火入れ」や「たき火」とは、野焼きを含む**すべての焼却行為**を示します。

◇林野火災の発生を未然に防ぐために皆様の御理解と御協力をお願いします。

【問合せ】紀勢地区広域消防組合消防本部予防課 [電話] 0598-82-3613